

令和5年

熊野町農業委員会

議事録

第4回

熊野町農業委員会

令和5年第4回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和5年4月20日(木) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	庄賀 深雪
委員	2番	福垣内 信行
委員	3番	菅尾 寛治
委員	4番	井尻 隆雄
委員	5番	立花 宏保
委員	6番	木原 哲男
委員	7番	橋川 勝則
委員	8番	空田 忠
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	稲垣 寿計
委員	佛圓 治徳

6. 議事録署名委員(2人)

委員	8番	空田 忠
委員	9番	原 恭博

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原 幸成
課長補佐	諏訪本 壮太
主査	内田 直人

## 会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和5年第4回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。</p> <p>8番 空田委員、9番 原委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(議事日程 朗読)
議長	<p>日程第1、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第12号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、川角地区にある〇〇〇〇に隣接する、田1筆でございます。現況としては、畑であることを確認しました。</p> <p>譲り渡し人である〇〇〇氏は、現在〇〇〇にお住まいで、農地として管理をしていくことが困難ということで、譲り受け人である〇〇〇〇氏に所有権を移転されることになりました。</p> <p>譲り受け人である〇〇〇〇氏は、現在は農地を保有しておりませんが、農機具については、既に草刈り機や耕運機を保有されており、当該地の規模での耕作には問題ないものと思われまます。また、農地もご自宅の目の前ということで、適切に管理していただけるものと思ひます。また、農作業の従事日数についても、申請書によると問題はありません。</p> <p>周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>稲垣委員、お願いします。</p>

<p>稲垣委員</p>	<p>先日、現地調査に事務局と行ってまいりました。</p> <p>〇〇〇〇から〇〇〇〇に向けて大きな道がありますけれども、〇〇〇〇から〇〇〇〇に向けて 500m行ったところの右側に〇〇〇〇の敷地がありますけれども、そこから少し奥まったところの畑、元々は田での登記となっておりますが、現況は畑となっております。水路がありますので、水も十分にある状態で、畑として長年、耕作されている状況です。今は玉ねぎを植えられておりますが、次に植えられるものを準備しており、きちんと管理されておりました。広さとしては、669 m<sup>2</sup>ということで約 200 坪という広い土地ではありますが管理されています。調査に行ったときに、譲り受け人となる〇〇〇〇にお会いでき、草刈は奥さん、耕作はご主人がやられるということでした。農地も現状のまま利用されるということで、所有権を移転しても問題ないという判断をいたしました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>当案件について、何か質問はありませんか。</p>
<p>議場</p>	<p>(全員：質問なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第 1、議案第 1 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
<p>議場</p>	<p>(全員：異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 1、議案第 1 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、日程第 2、議案第 1 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 1 3 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、初神地区にある〇〇〇〇付近の田 2 筆と〇〇〇〇付近の田 3 筆と畑 1 筆の合計 6 筆でございます。</p> <p>譲り渡し人である〇〇〇氏は、現在〇〇〇にお住まいで、農地として管理をしていくことが困難ということで、譲り受け人である〇〇〇〇氏に所有権を移</p>

	<p>転されることになりました。</p> <p>譲り受け人である〇〇〇〇氏は、現在は農地を保有しておりませんが、以前から農業に興味を持たれているということでした。農業の経験はありませんが、今後、勉強をしながら行いたいということで、農機具については、耕運機を保有されているのみですが、今後購入を予定されております。農作業の従事日数についても申請書によると問題はありません。</p> <p>周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>佛圓委員、お願いします。</p>
佛圓委員	<p>事務局から説明のありました、まず〇〇〇〇付近の農地の件ですが、所有者の方は、現在、〇〇〇に住んでおられるのですが、田んぼが1筆、隣に農家住宅があり、納屋があり、その前に畑が1筆あります。ここは、〇〇〇の直ぐ裏なので小さい時からよく知っております。昔は、鯉の養殖をされており、販売や展覧会のようなものをされておりました。畑の方は、ハウス栽培をされており、色々なことをされておりました。現在は、所有者のお父さんが10年ほど前に亡くなられ、お母さんとその親族の方で管理をされておりましたので、直ぐに何か耕作をすることが出来る状態となっています。この度は、そのお母さんが〇〇〇に行かれることになり管理が出来なくなったところに、農業に興味のあった譲り受け人の方が野菜を栽培されるということで非常に良いことだと思います。畔の方も草が生えないようにしてもらえれば、地域の方も喜ぶと思います。次に、〇〇〇〇から400～500m程下った農地についても、以前は所有者のお父さんが耕作をされておりましたが、現在は4筆あるうちの1筆は畑として耕作されておりますが、その他の3筆については、年に1、2回は草刈をされており、畔については、少し草が伸びておりましたが、荒地になっているという状態ではございませんでした。譲り受け人の方が耕運機を使えば直ぐに元の農地に戻る状態です。この4筆については、周囲に住宅が5軒程度あることから、草刈等の保全管理だけでもしてもらえれば喜ばれると思います。少し気になるのは、山が非常に近く、イノシシが畑を荒らすので、その点</p>

	<p>は少し苦勞するかもしれませんが、そういったことも譲り受け人の方も承知されているということではありますので頑張っていたきたいと思います。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第2、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、日程第3、議案第14号「農地法等に基づく熊野町農業委員会の処分に係る審査基準の全部改正について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第14号 農地法等に基づく熊野町農業委員会の処分に係る審査基準の全部を改正する審査基準案について、ご説明します。</p> <p>当該審査基準については、先月の委員会で制定議案を上程させていただき、ご承認を頂いたところでございますが、令和5年4月1日に農地法及び関連法令が改正されたことに伴い改正させていただくものでございます。</p> <p>通常、改正にともなっては改正箇所のみを修正することが多いのですが、この度は改正箇所が多いため全部改正として対応させていただいております。</p> <p>前回からの変更点については、本日配布させていただいた、新旧対照表で赤字となっている箇所が変更のあった箇所となります。</p> <p>少し簡単に説明をさせていただきますと、左側が改正後、右側が改正前、現在の審査基準となっております。</p> <p>1ページ目の中段少し下の、基づきから基づくにといった、文言や表現の変更、4ページをお開き頂き上段左側に、新たに例示等が追加されております。この度は、このような改正が多くなっております。特に35ページ中段から42ページにかけては、転用目的に応じて、判断基準となるポイントが補足説明として、追加されております。</p>

	<p>次に、9ページに戻っていただき、下段となりますが、農地法の改正により、3条許可の下限面積が撤廃になったことで、小規模農地の3条許可の案件が増加されることが見込まれるため、これまでの判断基準に、副業や自家消費による基準が新たに追加されています。また、12ページ下段から13ページ中段にかけて、下限面積に関する基準が削除されています。</p> <p>その他にも、農地法の改正に伴う条項の整理、関連法律の法律名の変更に伴う修正の見直し等を行っております。</p> <p>なお、改正内容につきましては、制定時と同様に県のガイドラインに準拠したものとなっております。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第3、議案第14号「農地法等に基づく熊野町農業委員会の処分に係る審査基準の全部改正について」ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第14号「農地法等に基づく熊野町農業委員会の処分に係る審査基準の全部改正について」は、原案どおり承認することに決定しました。
議長	続いて、日程第4、報告第5号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	<p>熊野町農業委員会事務局規程第7条第2項に基づき、令和5年3月に専決処分した届出書の受理について、同規程第8条に基づき、報告します。</p> <p>報告第5号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、73ページ中溝1件、城之堀1件、出来庭1件の計3件です。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>引き続き、事務局から事務連絡をお願いします。</p>
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。

次回の農業委員会は5月22日（月）に開催予定です。

議案については5月10日（水）以降に事務局から送付予定です。

以上をもちまして、令和5年第4回熊野町農業委員会を閉会します。